

令和5年度



山梨県被災建築物応急危険度判定士認定講習会

～被災建築物応急危険度判定士の登録にご協力ください～

○被災建築物応急危険度判定士の必要性

- 被災建築物応急危険度判定は、地震により被災した建築物による二次災害から人命を守る社会貢献活動です。
- 大規模災害の場合には、判定を必要とする建築物の多さや被災地域の広域性から、行政機関の「被災建築物応急危険度判定士」だけでは対応が難しい場合があります。
- 山梨県では、大規模災害に備え、できるだけ多くの被災建築物応急危険度判定士を確保するため、民間の技術者の方々にも登録をお願いしているところです。

○受講方法

WEB講習
※受講料無料

○申込締切日

7月28日（金）
※消印有効

登録要件

次のいずれかの資格を有する方

- ・建築士（1級・2級・木造）
- ・建築施工管理技士（1級・2級（建築））

登録手続き

「山梨県被災建築物応急危険度判定士養成講習会」に申込みの上、受講及び登録認定申請書を提出していただきます。

（山梨県知事による登録証・被災建築物応急危険度判定士手帳を発行します。）

登録の有効期間は5年間で、5年ごとに更新手続きを行います。

※書類による手続きのみ

提出先 （申込書・申請書）

一般社団法人 山梨県建築士会

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-14-19

TEL：055-233-5414 / FAX：055-233-5415

MAIL：info@ykenchikushi.org

【お問い合わせ】

山梨県県土整備部建築住宅課（建築審査担当）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

TEL：055-223-1735 / FAX：055-223-1736

※講習会受講申込書等は山梨県HPからダウンロードできます

山梨県 応急危険度判定

検索